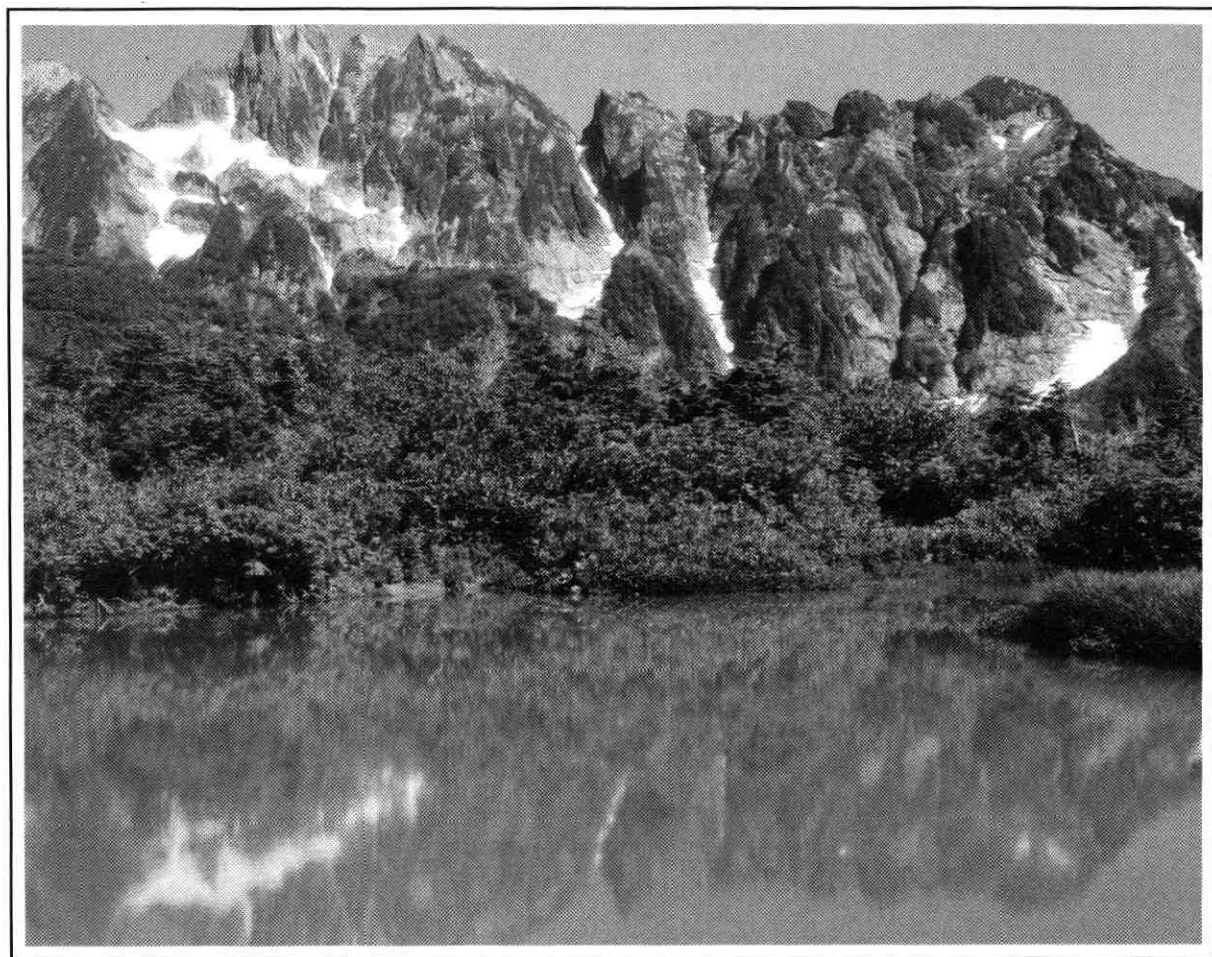


国民と森林

2013年・夏季
第125号



国民森林会議

目次

季刊

国民と森林

No.125
2013年 夏季号

巻頭言 目指せクリエイティブな林業

熊崎 一也

.....

3

「日本の林政について

―豊かな農山村と森林・林業―

泉 英二

.....

4

積水ハウス(株)に聞く

吉野材利用で奈良県と協定結ぶ

吉藤 敬

.....

12

国民森林会議第三一回総会報告

.....

17

森林・林業のグランドデザインが必要
12年度の提言を沼田林野庁長官に提出

.....

19

木材価格は育林比を下回る
24年度林業白書公表される

.....

20

切り抜き森林・林政ジャーナル

.....

26

アトランダム雑誌切り抜き

.....

28

表紙のことば

初夏の剣岳

撮影地 富山県宇奈月町・仙人池
清水洋嗣 (岐阜県高山市在住)

北アルプス穂高岳・槍ヶ岳・黒部五郎岳・薬師岳・立山こうして北アの稜線をたどって最後に控えるのが剣岳である。

今回は仙人池から望む剣岳の撮影が目的だったので、黒部ダムの下の内蔵助平から仙人池をへて樺平まで、奥深い山歩きを楽しんだ、というか仙人池での撮影時以外は苦しみの山旅だった。

目指せクリエイティブな林業

熊崎 一也

(国民森林会議常任幹事・林業家)

林業が低迷しているとか、産業として成り立っていないとはよく聞かされるフレーズだ。

本誌に目を通される方は何らかの形で林業に関わっておられる方ばかりであると思われるので、現在の日本の林業の姿や、そもそも林業とはいかなる産業であるのかということに

関して深い理解を持っておられるに違いない。しかし残念なことに世間一般的にはそうではない。筆者は林業を生業としつつ、異業種の方々や種々の団体の方々との接点を多く持っている

ので、時として林業とは何かという点について何度もその歴史や成り立ち、そして現況について解説せざるを得ない経験をしてきている。

いわゆる林業のイメージ・・・山で木を育てて森を作り、それを伐って材木にして売る、そんなイメージすら浮かべられない人が増えているのが現実なのだ。

そのような状況下、林業を如何にして産業として自立したものに導いていく道程には極めて厳しいものがある。森林経営計画制度が正式にスタートし、多くの事業者・森林組合・所有規模の大きな森林所有者等が刻苦努力していることだと思ふ。

の経過を見ないと分からない。

しかし気になるのはこの計画制度においてはやたら数値目標や様々な前提条件、コストや高額な機械化・経営規模の拡大ばかりが強調され、同じく重点目標とされていたはずの人材の育成面が必ずしも追いついていないばかりか、これまた同様によく言われることだが経営規模や所有規模の小さな意欲ある事業者や所有者の切り捨てに繋がってしまわないかという点である。こうした懸念については様々なところで積極的な議論がなされているところであるが、これといって具体的な解決策や救済策があるわけでもない。

実のところ経営計画を樹立して経営規模を拡大し、機械化を進めなければ林業で生計が立てられなくなるわけではないのだ。経営拡大で雇用が増えればその給与の支払いに頭を悩ませ、高額な機械化を進めたがために維持経費や事業量の確保に苦勞しなければならぬことが果たして望ましいあるべき姿なのかということである。

誤解のないように言っておくが何も経営計画制度や事業規模の拡大が悪いというわけではない。これらはもちろん大筋としては極めて正しい方向性である。

しかしながら『林業』森林からもたらされるもの』に対する人々の要求は実に多彩なのだ。気にも留められなかった葉っぱ一枚が大きなビジネスになることを私たちは知っている。林地に残置されるC材が地域の高齢者たちの生き甲斐になり得ることを私たちは知っている。

健全に管理された森林であれば、その魅力それ自体を地域雇用・観光資源の多様化に結びつけることも可能であるし、山に存在する全ての樹木は工夫次第で思いがけない需要を生むものなのだ。薪の需要も伸張しているが、その売り方に一捻り加えることで利幅アップが可能だ。

隠れていた木材需要を掘り起こし、積極的に利用を提案していくことは経営計画の柱である提案型施業にも通じる。

もちろん従前の林業それ自体にも同じことが言え、小型の在来型林業機械を上手く組み合わせることは決して経営規模の大きな事業体の高性能林業機械化に劣るものではない。作業道づくりひとつをとっても、小型機械が通れる程度の作業道でいいのであれば極めて低コストで路網整備ができるのだ。森林経営計画で全ての森林が網羅されることはあり得ないだろう。これを解決するには所有形態のあり方にまで踏み込む必要がある、今後の議論に任されることになる。

どんな業種・業態であっても必ずニッチな活路があることを理解するならば、多彩な担い手にとって林業は今後ますますクリエイティブで魅力あふれる産業であり続けられるのだ。

「日本の林政について―豊かな農山村と森林・林業―」

泉 英 二

(愛媛大学名誉教授・元副学長)



(講演者注：三月一六日の講演では、討論時間を含め、二時間半という時間をいただいたため、お話しした話題も広範多岐にわたり、また質疑応答も活発に行われました。ただし、本講演録は主題に関係する部分を中心に整理し直して編集したものを掲載していただきます。なお、講演の直後に開催された林業経済学会で、講演者の論旨を補強する重要な情報(杉中淳「幻の『持続的

森林経営基本法』について」会報四一三号二〇〇四)を得ましたので、それも取り入れて記述しました。)

一 はじめに

本日は総会後に、お話しする機会を与えていただき、有り難うございました。恐らく、昨年私が「山林」という雑誌に「『森林・林業再生プラン』に基づく林政の再検討」という題で4回ほど連載したことが皆様のお目にとまっていたことのようにです。

どのようなことをお話しするのかについては、今年度の国民森林会議の提言テーマが「豊かな農山村」に関するものなので、若干でも触れてほしいとの要望もありました。この一〇年ほど大学の管理運営問題に専念していたため、農山村の現場にあまり行っておりません。そこで、今回は、たいへん漠然とした「日本の林政について」というテーマとし、「豊かな農山村と森林・

林業」を副題につけさせていただきました。大学を退職して半年ほどたった今から二年前に、愛媛県内のある流域から「流域林業活性化実施計画書」の原案作成依頼があり、そこでほんとうに久しぶりに森林・林業の現場をいろいろと訪ね歩きました。その際、現地で国の新しい林政の方向を示した「森林・林業再生プラン」に遭遇しました。「一〇年後に国産材自給率五〇%」という旗印は踊っているのですが、それを受け止める現場サイドでは新たな林政改革に対してなんともいえない「もやもや感」が充満していました。この雰囲気からすると、「このままでは、今回の林政改革も現場サイドでは動かないな」との印象を持った次第です。そこで改めて「森林・林業再生プラン」に基づく林政改革について、徹底的に再検討してみたのが、山林掲載の拙稿でした。

私としては、「森林・林業再生プラン」

の再検討作業を通じて感じた「国の林政に対する疑問」は決して今回が最初ではありません。かつて「戦後林政の集大成」ともいわれた「流域林政」がうまく動かなかったことがありました。私は、その原因は国が本気で取り組まなかった結果だと評価しました（拙著「今こそ『流域林業』政策の再評価を」林業経済五八二号 一九九七年）。また、一〇年ほど前の「林業基本法改正」の際、林政審議会答申や林政改革大綱などに示された国の姑息な論理にもあきれ果てた経験があります（拙著「今般の『林政改革』と森林組合」林業経済研究二〇〇三・三）。

今日は、そのようなことを基本的な問題意識としてお話しさせていただきたいと思えます。すなわち、「今まで国はどのように林政を考え、推進してきたのだろうか。一体、国が林政改革に本気で取り組んだ時はあったのだろうか。」ということですね。なお、かなり率直にお話しさせていただきますので、場合によって品格を欠く話し方や表現をするかもしれません。あらかじめご寛容をお願いしたいと思います。

二 「国民森林会議」の提言について

本題に入る前の導入として、「国民森林会議」の提言についてまずみていきます。

「国民森林会議」はこれまでも多くの政策提言をされてこられました。今回、事務局

から過去の提言を改めてみせていただきました。一九八五年から二〇〇五年頃までの提言で印象に残った項目を私なりに整理すると次のようなものです。

- ・「教育森林」概念の提起（一九八五）
- ・国有林とは、「かけがえのない国民の共有財産」（一九八六）（一九九七）
- ・地域「森林会議」の提起（一九八六）
- ・「都市の緑」に対する緑の公債発行（一九八七）
- ・新たな「森林相続税」の提起（一九八八）
- ・「国民森林基金」の提起（一九八九）
- ・「国有林野特別会計」における「公益勘定」の提起（一九九〇）
- ・「強制力のある土地利用計画」「土地の公的規制強化」の提起（一九九〇）
- ・「森林基本法」の提起（一九九二） 予定調和論
- ・新たな「山村振興」の提起（一九九二）
デカップリングを含む
- ・新たな「河川哲学」の提起（一九九五）
- ・山村での「新村民」「半村民」の提起（一九九六）
- ・山村での「自然活用型総合産業」の提起（一九九七）
- ・新たな法体系の提起（一九九九）
- ・森林NPOの提起（二〇〇一）
- ・木材生産を森林の公益的機能とする（二〇〇一）

- ・流域森林管理委員会の提起（二〇〇一）
- ・森林の新たな機能区分（生産林、環境林、生活林）、施業法、目標林型の整理を提起（二〇〇三）
- ・モントリオールプロセスの重視（二〇〇三）

- 二つの道の提示（二〇〇四）
- ・所有権に対抗する「公」の提起（二〇〇五）
- ・国境措置（減少資源の指定）の提起（二〇〇五）
- ・国内措置（国内排出権取引）の提起（二〇〇五）

これらの提言を読ませていただいた印象を改めて整理してみますと、①提言活動を三〇年以上の長期にわたって継続されてきたこと、②森林を中心としているが、関連する幅広い分野をカバーされてきたこと、③各テーマについて、現場をよく踏まえ、よく研究し、その上で、総論では斬新な問題整理や問題の捉え直しが提起され、また、総論にとどまらず、さらに具体的に各論が展開されていること、④問題提起の多くが、根底的（ラディカル）であり、先見性があること、⑤長期にわたっているにもかかわらず、立脚点が驚くほどブレていないこと、などを挙げることができます。

変わらない立脚点としては、次のような事項を挙げることができます。①「国民か

らの視点」が貫徹していること、②森林の公益性を強調していること（このことは「公的管理」を重視することにつながっている）、③「地域」、「流域」、「山村」を重視していること、④「担い手論」を重視していること（とりわけNPO組織に期待）、⑤フォーディズム（少品目大量生産方式）よりニッチイズム（多品目少量生産方式）を重視していること、⑥国有林問題に強い関心を持ち続けたこと、などです。

総じていえば、国民森林会議は、政策論としてきわめてレベルが高いものを長期間にわたって提言し続けてこられたわけです。今回、改めて読み直してみても、その質と量に圧倒されたのが正直なところですよ。

三 提言はどう生かされたのか

このような提言は、主として国（林野庁）に対して行われたと思いますが、どのように政策に生かされたのでしょうか。

一九九七年六月に当時の大内力会長は、「われわれにとつては悲しむべきことといわざるを得ないが、これら提案は現実にはほとんど生かされておらず、提案に際してわれわれが憂えた事態は、一層深刻さをまして今もなお存続している・・・」と述べられています。また、二〇〇七年四月にも「これら一連のわれわれの提言（注：平成一四―一六年度提言）は、新しい基本計画（注：平成一八年度森林・林業基本計画）

にはほとんど反映されていないのは残念である。」との記述がみられます。

これらによれば、各種の提言はあまり採用されてこなかったようです。

四 提言を受け止める側に問題があるのではない

林政に対する政策提言については、国民森林会議のほかに、「森とむらの会」や「森づくりフォーラム」など各種団体等からも積極的にだされてきましたが、その結果については、社会的にあまり知られていません。恐らくこれらの提言もあまり採用されてこなかったのではないのでしょうか。

国民森林会議の場合、政策提言は林野庁長官に直接手渡され、説明されてきたわけですが、このような結果は、はなはだ残念としかいようがありません。真摯な政策提言に対しては、やはり何らかの回答があつてしかるべきだと思います。国の政策立案過程が密室で独善的に行われていることがやはり問題でしょう。

別な問題点としては、①提言等を行う関係団体の間の情報交換やディスカッションの場、さらには連携体制がほとんどなかったこと、②森林・林業、特に林政や林業経済・経営関係の研究に従事している学界の政策提言機能がきわめて弱かったこと、なども挙げることができま

す。総じていうと、森林・林業関係にあっては、政策をオープンに議論する場も雰囲気もほとんどなかったことが問題だったといえるのではないのでしょうか。

五 二〇〇一年「森林・林業基本法」は林政の大転換だったのか

ここで、少し話題を転換してみます。いくつかの事例を通じて、「日本の林政とは一体どのようなものだったのか」をみていくことにします。第一の事例として、二〇〇一年の林業基本法改正の頃を取り上げてみましょう。

「林政の大転換だった」とする見方

まず、基本法改正を林政の大転換とみる見方があります。二〇〇〇年一月に公表された「林政改革大綱」によれば、「・・・これまでの木材生産を主体とした政策を抜本的に見直し、国土保全、水資源かん養、環境の保全など森林の多様な機能の持続的な利用を推進する・・・」といった文言があります。

遠藤日雄氏は、このような文言をそのまま受け取って、「改訂 現代森林政策学」（二〇〇二年）において、「・・・森林・林業基本法は、木材生産重視の基本法林政から森林の多面的機能重視政策への転換を意味し、・・・」（一六六頁）と述べています。また、川村誠氏も「グローバル化する森林・林業問題と政策課題」（林業経済研究二〇

○八・三)において、「・・・二〇〇一年には旧『林基法』に替えて『森林・林業基本法』が制定された。ここで、改めて経済から環境への政策転換が鮮明になった。」(六頁)と同じように述べています。学界ではこのような理解が一般的と思われます。国民森林会議の『森林・林業基本計画』策定に当たっての提言(二〇〇一・一一)においても、「・・・森林の施業管理の内容を、これまでの木材生産機能の重視(正確に言えば、経営体による木材生産機能の伸長を基軸とし、環境、共生といった公益的機能については、それらに配慮した施業管理をすることでそれら公益的機能の発揮が可能と考える立場で、基本的に機能区分の方法を採用しない)から、環境や共生といった公益的機能を別個に確保すべき価値と考え、最重視する機能に応じた機能区分の採用など、環境や共生といった公益的機能を重視する方向へシフトすることにした。」と理解しています。

「林政の大転換ではない」との見方

後藤健氏(当時：林野庁)が、二〇〇八年の林業経済学会春季大会で先の川村氏を含む報告者らの発表に対してコメントをした記録があります(林業経済二〇一一・一)。氏によれば、「まず、一九八七年の基本計画について述べたいと思いますが、一言で言えば、今日まで政策の基本的な考え方は

何も大きくは変わっていないということですよ。変わったように見えますが、実のところ何も変わっていません。・・・ですから、現在、議論されている林政の課題は、そのころからすでにありましたし、基本的にずっと底流に流れ続けていると言えると思います。」(・・・いろいろなものが錯綜してきて、政策の大転換が行われているように見えることがあります。それに皆さんは感わされてしまうのです。そこにあるのはすぐに分かるような論理ではなく、また、非常に緻密に組み立てられていますので、それに惑わされることがあるのだと思います。」(林業基本法の改正の話になります)が、・・・(施業放棄に関連して)公的管理の視点が最初に出てきました。財務省から公的管理を実施する際の財政負担について厳しく指摘され、林野庁は林業の振興というが、どれだけまじめにこれまでやってきたのかと追求されました。最後にもう一度林業できちんとやってみろという話だったのです。」と述べています。

ここで後藤氏が述べていることは、当然、氏の個人的見解であり、林野庁の公式見解とはいえませんが、当時の政策立案に具体的に関わっていた人物の発言とすると重要な情報といってよいと思います。氏の発言では、①氏が政策立案に関わった一九八七年以降、現在に至るまで林政の基調はほとんど変わっていない、②当時、ほとんどの

政策テーマは出尽くしていた(環境関係を含む)、③政策の大転換(森林・林業基本法)を指す)とみえることもあるが、それは表面だけであって、実際はほとんど変わっていない、④林業の予定調和論(林業振興を通じて環境機能の確保を図る)については、今回は公的管理に関連させて変えようと思ったが、財務省の抵抗で、林業の予定調和論でいくしかなかった、といった論点が注目されます。

後藤氏の発言は、二〇〇八年段階のものですが、私は二〇〇三年段階で、この基本法改正プロセスを批判的に検討し、「一般の『林政改革』と森林組合」(林業経済研究二〇〇三・三)という論文に取りまとめました。まず、当時の林政審議会答申を分析してみました。答申によると、①これまでの林政は「木材生産重視」であり、かつ「林業における予定調和論」に基づいたものだった、と総括し、②今回は、そのような考え方を改めて、政策の目的を「森林の多様な機能の持続的な発揮」へ転換するものとし、③「こうした森林の整備を林業生産活動という経済行為を通じて進めていくことは、財政負担の軽減、雇用の場の創出等にも貢献するという点で極めて効率的である」という論理構成をしていることが分かりました。この論理をもって「林政の大転換」と述べているわけです。

これに対して、この論文での私の主張は

以下の通りです。すなわち、これまでの林政は、①一九七〇年代から森林の公益的機能論に強く依拠してきており、決して「木材生産重視」でこれまできたわけではないこと、②「流域林政」の森林整備論は、森林の環境機能と木材生産機能の高いレベルでの統合を目指しており、新たな政策目標といわれる「森林多様機能持続発揮」論は決して目新しいものでもなんでもないこと、③さらに決定的なことは、答申の前段で、「林業における予定調和論」を廃棄したといひながら、答申の後段では、再び「林業における予定調和論」に依拠することをぬけぬけと公言していること、などを明らかにしました。要するに、「林政の大転換」を装っていますが、そこにはいくつかの論理のすり替えと最後のところに大どんでん返しともいへば論理矛盾が存在すること、を明らかにしたわけです。このような詭弁に満ちた非論理的議論展開により、従来型林政の継続という枠組みが確保されたわけです。

後に後藤氏は、「・・・いろいろなものが錯綜してきて、政策の大転換が行われているように見えることがあります。それに皆さんは惑わされてしまうのです。そこにあるのはすぐに分かるような論理ではなく、また、非常に緻密に組み立てられていますので、それに惑わされることがあるのだと思います。」と述べていますが、この発言

こそまさに私が分析したことを裏付けていると思います。

補論の1

ところで、今回の講演直後の学会で、筑波大学教授の志賀和仁氏が杉中淳氏（当時：農水省農村振興局）の「幻の『持続的森林経営基本法』について」（会報二〇〇四・七）を紹介しました（『現代日本の森林管理と制度・政策研究』林業経済研究二〇一三・三）。早速取り寄せて読んでみました。これによると基本法改正プロセスは、先の後藤氏の見解とはかなり異なっていたようです。その内容は、以下の通りです。

①基本法の改正案では、「施策の主目的を林業の振興から、森林の多面的機能に転換することを大きな旗印にかかげていた。」②「しかし、林業についても、やはり経済活動を通じて森林の管理を図るものであり、公費で森林管理をするより効率的であるのは明らかである。このため、できるだけ林業の効率化を図りつつ、その振興を図ることは引き続き重要だ」という説明をしていた。」

③このような考えに基づいた「森林・林業基本法」案を内閣法制局に持ち込んだが、題名を含め、「森林」と「林業」の整理が不相当との指摘を受けた。法制局の指摘は、「森林の多面的機能の発揮が目的であり、林業はそのための手段に過ぎない。・・・

林業は森林と並び立つ柱になり得ない。」というものであった。

④このままでは基本法の改正作業が進まないで、内部で「持続的森林経営基本法」案を作成した。ここでは、基本的施策として、従来の「森林政策」、「林業政策」、「木材産業政策」といった区分を廃止して、新たに、「経済的手法による森林管理」（担い手育成、生産基盤整備、森林組合等の育成、木材産業の再編強化等）、「地域社会による森林管理」（山村生活環境整備、都市山村交流、交付金）、「国民全体による森林管理」（環境林保全、公的関与による森林整備、国民の自発的活動の促進、林産物の利用促進等）、といった施策区分を考えていた。

⑤その後、この案で内閣法制局との折衝もクリアしていたが、その直後の二週間で法案内容は再度大きく変更され、結局、元の案に戻ってしまった。その理由としては、国会対策上の問題、法案名の他との不均衡、数値目標（循環利用率）の不都合などにあった。

以上の「幻の法案」に関する経緯によれば、①林政審議会答申等の論理矛盾を内閣法制局に見破られたため、やむを得ず作ったのがこの法案だったということ、②それが国会対策上や財務省の抵抗といったことで「林業の予定調和論」に基づく林政に逆戻りしてしまったこと、などが明らかになりました。

「幻の法案」の評価については別途詳細な検討が必要ですが、志の低い現行の「森林・林業基本法」と比較すると、いずれにせよ「大改革」であったことは間違いありません。

補論の2

では、当時、私自身は改正基本法はどうあるべきと考えていたのでしょうか。それを以下にご紹介します（この点も「今般の『林政改革』と森林組合」（林業経済研究二〇〇三・三）に書き込んであります）。

①一九六〇年代までは「林業における予定調和論」が成立していた幸せな時代であった。

②七〇年代以降、森林・林業に関して、「経済対公益」、「林業対環境」といった不幸な二項対立的把握が一般化する。

③今回の林政改革は、前者（経済、林業）から後者（公益、環境）へと林政の重心を移動させるといった印象を与えようとしたが、これは完全に「時代遅れ」である。

④ポイントは、激化する地球環境問題において、新たに森林に温暖化防止機能が認められたことである。このことにより、森林管理（経営）や木材生産・利用の持つ意味合いが一変した。

⑤「林業」と「環境」の関係を二項対立的に「デカップリング」（分ける）するといふ近年の考え方を破棄し、再び高い次元で

「林業」と「環境」をカップリング（統合）するという考え方に転換すべきである。すなわち、「林業」と「環境」の二項対立的把握を止揚する新たな「林業における予定調和論」の華々しいデビューであるべきである。

⑥具体的な国内政策としては、「流域林政」という極めて優れた政策をすでに持っているので、これが機能することを保証する新たな「基本法」を作り、また「森林法」を改正すべきである。

⑦新たな基本法に基づき、近年軽視されている森林資源を造成・培養し、それを活用する「林業」「林産業」こそが、二世紀型のきわめて重要な環境産業となり、「循環型社会」の重要な構成要素となるべきである。

六 「森林の流域管理システム」構築政策Ⅱ 流域林政について

第二の例が、流域林政です。これは、一九九〇年の林政審議会の答申で提起された「森林の流域管理システム」を構築しようとする考え方で、当時、「戦後林政の集大成」ともいわれた政策です。国民森林会議は、一貫してこの考え方を支持してこられました。「流域林業管理委員会」の政策提起もされています。

私も流域林政は、①森林の持つ生産的機能と環境的機能の高度発揮を「森林整備論」

で包摂していること、②「流域」という一定の地域を対象とした地域政策であること、③民有林と国有林を一体的に扱うことが可能なこと、④下流域・都市との連携を視野に入れてること、⑤現場での推進体制をまがりなりにも構築していること、⑥国民に分かりやすい概念であること、などにより、かなり高く評価しました。ただし、考え方は素晴らしいのですが、実際の現場ではたいへん動かしにくい仕組みとなっていることも指摘しました。その上で、私自身は流域林政推進に現場サイドで数年間専念した経験を持っています（拙著「流域林業の活性化は可能か」林業経済五四一号 一九九三）。

しかしながら、その後この流域林政も次第に影が薄くなっていきました。基本法改正時には、私は今後の林政は、「流域林政」でいくべきであると主張したのですが（拙著「今こそ『流域林業』政策の再評価を」林業経済五八二号 一九九七年）、受け入れられませんでした。そのことについて、後藤健氏（当時：林野庁）は、「市町村という範囲の中で、関係者が集まって議論して施策を実行してもらいたい、その核は自治体としての市町村であるという整理になっています。・・・当然、流域管理は一つの選択肢でしたが、林業基本法のときに、我々は流域管理を一度放棄しています。・・・なぜ、そのような判断をしたのかというと、

施業を集約化し、施業放棄対策を行うのは川上の問題ですが、木材産業をどうしていくかということと考えたときに、当時から木材の流通は流域だけでなく県も越えるような動きになっていたため、それを加速していかにざるを得ない状況にあったからです。それを流域の中に閉じ込めることは、木材産業政策の進展を阻害してしまうと私たちは見ていました。だから放棄したというのが本音です。」(林業経済二〇一一・一)と率直に述べています。

ただ、私としては、「木材流通が流域を超える」から、「流域」を放棄するという程度の考えだったことを知り、驚くとも大いに落胆しました。流域より広い範囲の課題については、「流域連携」論で十分に対応可能だと思っていたからです。

ところで、私は、「流域林政」が立ち上がらなかったのは、決して「流域」側に責任があるとは思っていません。「流域林政」を本気で推進するためには、森林行政における国や都道府県の「縦割り行政」を、「横割り行政」＝「地域割り行政」に変えなければなりません。そのためには、林業基本法や森林法を抜本改正し、そのことにより、林野庁の組織や制度を根本から再編成することが必要でした。そこまでのことを林野庁はやる気がなかったことが、流域林政が不成功に終わった最大原因であると私は考えています。

二〇〇一年の基本法改正論議にあたっては、①「流域林政」を推進するための「流域林業基本法」でいくか、あるいは、②「持続的森林経営基本法」でいくか、といった二つの道があったように思います。

それが、結局、旗印だけを変えて実質はほとんど変わらない「森林・林業基本法」に漂着したのは、日本の森林・林業にとってきわめて残念なことだったといえるでしょう。

なお、若干補足しますと、林政のほんとうの大転換期には、いくつかの優れた林政論が同時に登場します。高度経済成長長期が始まる頃の、一九六〇年から六二年にかけて、三つの優れた林政論(林業の担い手はだれか)が登場しました。第一は、皆さまよくご承知の基本問題答申による「家族経営的林業」論、すなわち、「農家林業論」です。第二は、当時の林野庁森林組合課が企画立案した「林業協業促進対策事業」で展開された考え方で、「森林組合請負協業論」と呼ぶことができます。すなわち、森林組合を林業の担い手に育成していく方向です。第三は、当時、愛媛大学助教だった森田学先生が久万林業構造改善調査で提唱された、「林業主産地形成論」です。これは後の、「地域林業」政策の先駆けと言ってよいでしょう。これらの林政論について、詳しくは、拙稿「林政の展開と林業経営―六〇年代以降―」(農林業問題研究一二三

号一九九六)をご覧くださいだければと思います。ともあれ、二〇〇〇年前後にも二つの優れた林政論が登場したことは、やはり林政の大転換期であったことを示しています。しかしながら、最終的にはたいへん残念な結果になりました。

七 「森林・林業再生プラン」は「抜本改正」か

第三の例は、今般の「森林・林業再生プラン」に基づく林政です。この「プラン」について、当時の林政審議会会長の岡田秀二氏は「抜本改正」と位置づけました(岡田秀二「『森林・林業再生プラン』を読み解く」国民と森林二〇一一・夏季)。岡田氏がこの「プラン」に込めたかった壮大な意図はそれなりに理解できるわけですが、私としては、①原案と思われる梶山恵司氏の構想自体が、森林組合論と人材育成論以外はそれほど新しいわけではない、②その梶山構想もかなりの部分が換骨奪胎された、③プランは目新しそうなことをいっているように見えるが、かなりの部分は林野庁にとって別途準備中だった案件をこの機会に乗せた面が強い、④このプランによる林政は、強力な市町村の林政遂行体制を前提としているが、実際にはそれが弱体なため現場サイドで動く仕組みが弱く、成功の見通しが立たない、⑤広域型である「流域林政」こそがその困難性を突破する可能性を持つ

ている、と述べました。この点の詳細は、本日、資料「『森林・林業再生プラン』に基づく林政の再検討」山林(二〇二・八一―)として配布しましたので、後でお目通し願います。

ということで、大幅な制度設計変更がなければ、この林政は現場サイドではなかなか動かないだろうし、結果として、現状の手直し程度で終わってしまうだろう、との結論に達しました。「森林・林業再生プラン」に基づく林政も結局は、当初の梶山恵司氏の構想を換骨奪胎し、あたかも抜本改正のように装いながら、実際には国が都合のよいように料理してしまつたように思います。

八 国の行政担当者の特徴とは

このような林野庁のやり方はどこに起因するのか、見ていきましょう。数年前、BSE問題、事故米問題を受けて、農林水産省では改革チームが発足しました。そのときの同チームによる「農林水産省改革のための緊急提言」(二〇〇八年一月)では、「農林水産省の抱える根本的問題点」として、①国民のためにこそ存在するという使命感の欠如、②事なかれ主義の調整型政策決定、③縄張り意識が強く、身内の秩序を優先する組織風土、④健全な組織内競争が機能せず、緊張感を生かせない組織運営、⑤攻めよりも守りを重視する消極的判断の

横行、が挙げられていました。

このような体質は、本省だけでなく、外局である林野庁においても大なり小なり共通するものがあると思われれます。「国民のためにこそ存在するという使命感」とは、公僕意識とも言い換えられると思いますが、これが欠如していることが、各種の政策提言等に対する冷たい対応の大きな原因といえると思います。

さらに、林野庁技術系官僚の特徴について、何人かの関係者に取材したところ、次のような傾向があるとのことでした。①扱っている「森林」は、結果が出るのはかなり先になるために、時の流れに迎合しない雰囲気強い。そのことは当然だし、よい面も多いわけだが、逆に時代に対する感覚が鈍いともいえる。②このことは、「変革」「改革」に関して「その必要性を感じていない」し、「変化しないことはいいことだ」という体質につながっている。さらに、③林野技術官僚は、国有林で育つために「組織で動く」体質を持っており、「上が決めたことには従う」傾向が強い。④国有林で育ってきたために、「人の管理」のウエイトが大きく、「森林の管理」には弱い。⑤「日本の森林作り」に関して、明確な理念や方向性を持っていない。その結果、「伐つたら植える」というやり方から脱皮できていない。⑥出世するのは、キャリア組と同様の「事務の仕事が出来る人」。結局、技

術官僚といながら、「事務官僚」になっている。⑦林野技術官僚にとつての優先順位は明確で、それは、ア・国有林、イ・林野公共、ウ・一般林政(民有林)の順となっている。

このような体質であるため、予算獲得のための方便として、さまざまに「新しそうな考え方」や「改革」を振り回しはするが、それらを新法や法改正につなげることは少なく、実際には「林野庁組織の従来のままの温存」という暗黙の前提に安住しているようにみえてしまいます。

このような中で、今般、林野庁にとって最大の難題であった国有林問題が民主党政権下で、棚ぼたに近い形で一般会計化したことは、林野庁にとつてたいへん大きなことだったと思います。

長年の最大の軛が外れた林野庁は今後どのような方向をたどるのでしょうか。重荷を下ろしてホッとして寝込んでしまふのか、あるいは重荷がなくなつて国民のために自由に羽ばたくのか。是非とも後者であつてほしいものです。

積水ハウス(株)に聞く

吉野材利用で奈良県と協定結ぶ

吉 藤 敬

(当会常任幹事)

国産材の価格低迷で森林所有者の生産意欲が低下し、人工林の荒廃、伐採跡地の再造林放棄地の拡大など、森林・林業は深刻な状況が続いている。こうした中、国産材の利用促進には何が必要なのか、大手ハウスメーカー積水ハウス(株)佐々木正顕環境推進部 部長に、国産材をどう見ているのか話を伺った。ハウスメーカーは、木材あつての産業であり、国産材を使って林業振興、山村の活性化に貢献したいとの認識は強いものがある。

品質・性能の安定を重視

「積水ハウスさんが建築している木造住宅の主な資材について教えて下さい。」

佐々木さん 当社の木造住宅は「シャーウッド」というブランド名を付けています。主にフィンランド、スウェーデンなど北欧産木材を原料とする集成材を使って、構造体を作るタイプの住宅です。

当社全体では、大別しますと軽量鉄骨系の住宅と木質系の木造住宅の二種類があります。これらに使用する木材は、二〇〇七年に独自に策定した「木材調達ガイドライン」の指針に基づき、環境面や生態系の保全などに配慮した調達を行っています。

木造住宅に北欧の木材を使用している理由は、安定した品質と量の確保です。当社は、年間四〜五万戸(または二万棟)もの住宅を建てておりますので、相当まとまった量を確保する必要があります。また、強度などの品質面では、厳しい環境でゆっくりに育った長伐期のスプルースは、日本のスギ、ヒノキよりも高い強度剛性を備えています。梁などについては、E値でいうと二〇ぐらいの数字が出ますので、性能の安定を考えると北欧の木材を使用しています。

北欧の木材の特徴は、日本でいうとFSC等の認証を受けた森林と同じように、環境に配慮して持続可能な森林管理が行われ

ているフィンランドとかスウェーデンの木材を使用しています。

「高品質材が量的に安定して確保できるところが北欧材の強みですか。」

佐々木さん 性能・品質の安定化を重視しています。もちろん量の確保も重要ですが、集成材は一本一本木材の強度を調べ、適所に配置、製造しますので、普通の木材と比べると安定した性能が出やすいので、多くの住宅を供給する当社にとっては、安定した品質と量を確保できるという意味で、望ましいと考え、主に北欧材の集成材を使用しています。

林業のサポートも重要

「国産材は入り込む余地がありませんか。」

佐々木さん もちろん、「木材調達ガイドライン」の指針にも明記して、国産材の積極採用にも取り組んでいます。従来から、メニューの一部として地域の国産銘木を利

用した住宅を提供しておりました。

最近では、本年二月二五日に、奈良県と当社でブランド材の吉野スギと吉野ヒノキの集成材で住宅を建築する協定を結びました。吉野は高級な吉野スギ、吉野ヒノキといった銘木の産地ですが、このところ利用が停滞して価格が低迷しています。当社は大手のハウスメーカーとして、メインはボリュームも性能・品質も安定している北欧材を使うとしても、国産材も活用して国内の産業としての林業をサポートすることも重要な役割だと考えていますし、こうした国産銘木を好まれるお客様もいらっしやいますので、奈良県産材の使用をメニューに加えたものです。

奈良県の荒井正吾知事と当社の奈良県、滋賀県、京都府等を管轄する関西第二営業本部長の塚田が調印しました。

国産材でも建築材として性能・品質ともそれほど問題はないと思います。問題はロットが小さいために供給力が弱く、大手ハウスメーカーとしては、調達面で信頼性に欠けるといふことですか。

佐々木さん そうですね。国産材はその強度に沿った設計を行えば機能的には十分な品質が確保できますし、特に日本のヒノキやスギの木肌はきれいです。当社が全国で必要とする量を安定的に確保することは容易ではありません。

吉野材を使う場合、建築コストは高くな

りませんか。

佐々木さん 柱などの構造材や内装材に吉野材を利用しますが、スギ、ヒノキに換えると吉野スギの場合、一棟あたり約一〇万円、ヒノキですと三〇万円〜四〇万円ほどのコストがかかります。吉野材の普及を図ることを目的に、協定締結記念のキャンペーンとして、該当営業本部で奈良県産材を柱に使用した場合の差額のうち、スギの場合は全額をヒノキの場合でも半額を当社が負担することにしました。

吉野材を柱に使用した住宅は、奈良県だけでなく京都、滋賀など京阪神の一部で月に一〇棟ぐらい増加したらいと思っています。

自治体と協定を結んだのは今回が初めてですか。

佐々木さん 地域の銘木を使った建築では、これまでに秋田杉など地域材の利用を進めています。地域材利用の協定書に調印したのは初めてです。

国産材を使用した住宅は価格面でも厳しいですね。

佐々木さん 国産材といっても品質や価格はまちまちですので、一概に高いとはいえませんが、一定の品質を確保する場合には相応のコストがかかります。一般の商品ですと、よく環境にいいなら一〇%程度高くて選択するという調査結果もあります。三千万円の家ですと三〇〇万円ですし、

一%でも負担になりますから、そう簡単にはいきません。

木材は環境によいし、国産材を多く使うことによって森林が守られ、国土保全など森林の公益性が高められるといっても、先立つものはお金ということですね。

佐々木さん そこが一番の悩みですね。木材調達ガイドライン」はどのような内容ですか。

佐々木さん 「木材調達ガイドライン」は、企業として事業を通じて環境課題の解決を実現しようと思うと、ハウスメーカーが使用する木材は、当然、環境に配慮した木材を使う必要がありますので、持続可能な管理を行っている森林から生産された木材を使用することになります。具体的には、違法伐採の可能性の低い地域の木材、地域の生態系が脅かされている以外の地域などの木材を優先して使おうという趣旨です。

当社への木質建材のサプライヤーの協力を得て、ガイドラインに適合しているかどうかを調査して、基準に基づいて総合得点を出して評価、サプライヤー業者と積水ハウスの取引全体のレベルを高めていこうということですね。

このガイドラインの中に「国産材の活用」という項目があります。「生物多様性条約締約国会議」が名古屋に続いてインドでも開催されましたが、単に生態系の保全ばかりでなく、持続可能な環境に配慮した木材

を広い観点で選んでいますので、国産木材を使用して地域林業が活性化すれば、間伐などの森林整備が進み、環境のみならず、社会にも貢献できるという視点も含んでいます。

それぞれの調達指針の合計点で、評価対象の木材調達レベルを高い順にS・A・B・Cという点数を付けています。積水ハウスが一年間に使う木材全部を見ますと、二〇〇六年の段階で国産材は、Sランクは三〇〇程度でそれほど高くなかったですが、二〇一一年には六〇%と二倍になっています。建材メーカーとの協力関係がさらに深まり、国産材を含めて質が向上しています。

調達ランクSは三四点以上、Aは二六点上三四点未満、Bは一七点以上二六点未満、Cは一七点未満としています。

木材調達10の指針はさらに
5、消費地との距離がより近い地域から産出された木材

6、木材に関する紛争や対立がある地域以外から産出された木材

7、森林の回復速度を超えない計画的伐採が行われている地域から産出された木材

8、国産木材

9、自然生態系の保全や創出につながるような方法により植林され木材

10、廃材を原料とした木質建材

このガイドラインに合致した木材だけを
使用しているのですか。

佐々木さん そうですが、取引先には小規模の建材メーカーもありますので、例えば森林認証材でなければ不可というように一足飛びにレベルを上げてしまうと、認証をとれないメーカーは取引ができなくなりません。まずは、適切な森林管理が行われていれば評価するなどして、徐々にレベルを上げていただくようお願いしています。

林業の再生は

需要者との信頼構築が緊要

大手ハウスメーカーは、国内林業あるいは国産材をどのように見えていますか。

佐々木さん 品質・性能のよい木材の調達や安定的な供給を第一に考えますので、今の木材流通とか産業システムの中では、北欧の木材など外材の優位は当面、揺るがないものと思っています。しかし、日本の森林や林業の再生という社会課題の解決に住宅メーカーとしても取り組むべきだと考えています。国産材を使う選択肢は常に意識しておく必要がありますので、メニューを充実するために国産材も積極的に使うという考え方です。

ところが、ある地域で、国産材を使ったまとまった量の住宅を企画したところ、その地域の国産材の値段が一段に跳ね上がったということもありました。当社の需要を見込んで、木材業者が国産材の価格を上げてきました。大手ハウスメーカーが木材を

大量に使うと、木材が大量に動きますから、安い価格でしか流通できなかった木材業者にしてみれば、チャンスですから価格を上げたいという思いがあるのは当然かもしれません。

その企画は、顧客の意向で国産の認証材で五〇棟以上建てるというものでしたが、木材価格が合わなくなりましたので、一部で国産材を採用するにとどまりました。

価格ほどの段階で上がったのですか。

佐々木さん 噂が駆け巡って、山元全部で上がりました。需要と供給で考えますと当然のことかもしれません。

山元とハウスメーカーが信頼関係を構築して、安定した取引ができるようになることが、国産材の需要につながることに、逆に不信感を招く結果になって残念です。目の前のチャンスに飛びつきたい心理は理解できないわけではありませんが、林業全体から見たら自重すべきところは自重して、長期的視点に立った安定供給体制を確立しないと、大手ハウスメーカーとしては安心して国産材を使いづらくなりますね。

佐々木さん ただし、木材は一カ所の産地(山)から毎年継続して供給できません。野菜ですと、大手スーパーが買うと決まると、毎年継続して買ってもらえますが、木材の場合は一度伐採して売ってしまうと、次は三〇年後です。なかなか三〇年後のこ

とは考えられません。

―そこが問題です。

佐々木さん 供給サイドも収益を考えなければいけませんし、我々もそれを責めることはできません。そういうことが現実起こっていますので、大手ハウスメーカーが、国産材を大量に使うことを明確にしますと市場に影響が出ます。

―そこを克服していかないと、国産材が大手の需要者から信頼を得ることはできないと思います。

佐々木さん そうですね。当社も徐々に実績を重ねながら、信頼関係の構築に努めていきたいと考えています。

限定されたエリアで、県の認証材が市場に出る数量が決まっている中で、ほとんど積水が使うとなると、当然値上がりします。そのようなこともありました。

企業の社会的な責任として、国産材を使うことは大手ハウスメーカーが先鞭をつけないといけないと思っております。

―そういう考え方をしていたけるとありがたいです。

国産材が欧州材のように品質・性能・数量という基本的な条件を満たすにはどうしたらいいと思いますか。

佐々木さん 住宅の作り方や提案の仕方が大切です。木造住宅でも鉄骨の住宅でも、見た目はほとんど変わりません。木造でも外にパネルを張って、木材の良さが見えな

い住宅が多いですが、当社では、室内などではあらわしの天井や柱など、木の風合いを楽しめる構造躯体を見せる提案が人気です。木には自然のぬくもりを感じ、安らぎを与える効果があります。

―住宅に木の良さを活かして使うようにするということですか。

佐々木さん 当社は、災害時にも心穏やかに暮らせること、エネルギーを効率よく削減でき、温暖化防止に効果があること、地球環境を守ることなど、当然住宅に必要とされることだと考えていますが、中でも、いかにそこで「快適な暮らし」ができるかということを重視して伝えていきます。

―木材は経済とか環境に貢献するだけでなく、日常の生活に密着したメリットを消費者に理解していただくことも大切ということですね。

佐々木さん お客様が欲していられるのは「住まい心地」です。結果として、地球環境に貢献できているということだと思います。「木」の魅力を感じられる住まいと美しくデザインされた外構計画。そんな豊かな自然を感じる「快適で豊かな暮らし」は、人生に何事にも代えがたい価値を与えてくれると思います。

木材使用のメリットを伝える

―政府は、木造住宅の推進に相当力を入れています。たとえば、国土交通省が推進

している「地域材木造住宅ブランド化事業」への助成、農林水産省が推進している「公共施設木造化推進」、平成二三年度補正予算で「木材ポイント」が四一〇億円計上されました。それにハウスメーカー各社も木材あつての木造住宅との観点から、林業に心強いエールを送っているだけであります。まさに、林業には強い追い風が吹いているわけです。これを着実に取り込むことができれば、林業の活性化につながると思います。

佐々木さん せっかくのよい機会ですから、国産材を使って地域の活性化がどのように図られ、それが将来にわたってどういうメリットがあるかを理解して伝えられるといいと思います。単にポイントがついて安くなりますよというだけで、木造住宅が売れるものでもありません。「国産材の良さ」「住まいのメリット」を伝えていただくことが大切だと思います。

―林業サイドの人たちは、追い風を活かすと同時に、ハウスメーカーや消費者の間に積極的に飛び込んでいって、情報交換をしながら、木材の良さを伝えていく努力をしていくことが重要でしょう。

佐々木さん おっしゃる通りです。ハウスメーカーができることは、木材利用をアピールしたり、サプライヤーに対して「木材調達ガイドライン」を通じて、国産材の利用も考えて下さいと呼びかけていく

ことも重要だと思えます。

余談になりますが、農林水産省で野菜とか木材など、農林水産物が生物多様性保全に貢献していることを、どのように経済的価値に転嫁していけるかという問題を検討する委員会に委員として出ています。木材は野菜のように食の安全ということに加え、木材の魅力をご理解いただけるよう努力していきたいですね。

当社は「企業の森活動」に参加して、和歌山県田辺市などでも植林活動を行っています。木材で成り立っているハウスメーカーとして、国内林業の活性化をサポートしたいと思っています。— 貴重なお話を聞かせいただきありがとうございます。—

インタビューを終えて

積水ハウス(株)環境推進部 部長の佐々木正顕氏へのインタビューで強く感じたことは、大手ハウスメーカーは、企業の社会的責任として、国産材を使って国内林業を支援しようとする認識が強いことだ。木造ハウスメーカー各企業は、国産材を活用したいとの強い意向を持っている。ただ、大手のハウスメーカーは、前々から言い尽くされているように、国産材は品質・性能・量の面で対応しきれていないために、輸入材を使わざるを得ないのが実情で、それらの弱点を克服することができれば、国産材需

要拡大の途は拓かれると思われる。林業の最大の顧客である住宅産業が、国産材に門戸を開いており、森林蓄積も五〇億㎡近くを占めていながら、十分に対応できないのは、林業の古くて保守的な体質にあるのではなからうか。ヒノキでもスギでも強度は外材に比べて遜色はないはずなのに、欧州材との競争に勝てないのは、需用者との意思疎通が図られず、独りよがりな個々まちな供給体制にあるからではなからうか。最近では、森林組合等を中心に中小規模林家の団地化、提案型集約化施策が各地で進み、間伐の促進による森林整備が進んでいるが、国産材の需要拡大にどれだけ結びついているだろうか。間伐が進み供給量が増えると価格が暴落して、山元への還元が減少する悪循環が各地で見られるのはなぜか。その欠陥を克服する工夫が、どれだけ行われているだろうか。

その一方で、大手ハウスメーカーがまとまった住宅建設計画を発表すると、山元の木材価格が急騰して、計画を縮小せざるを得ないという現象が起こる。このような矛盾が起きているのは、生産者側に長期的視点に立った経営戦略が欠如しているからではなからうか。国産材を安心して利用してもらうためには、供給の安定が肝要なことはいまでもないことだ。

間伐材を全部出荷するのではなく、需要とのバランスを考えて出荷すべきであり、

それにはマーケティングの実施とランニングストックの設置が重要なことはいまでもないことである。

林業の担い手と自他共に認める森林組合を中心に、林業事業者やボランティアなど関係者の連携を強め、地域が一体となって国産材の需要拡大に取り組むべきである。林業界の欠点は、堅い殻に閉じこもって、自分たちの世界だけで議論していることだ。また、品質・性能の向上、認証材生産などやるべきことは山ほどある。

住宅産業は、大から中小までまとまって、木造住宅の普及活動に心血を注いでいるのに対して、林業・木材業界は、消費者に向けたPR活動をどれだけ行っているだろうか。自分たちの土俵の上だけで、どんなによい議論をしても、需要者に理解されなければ効果はない。

設をこじ開けて広く末端の消費者に林業の実情、山村の姿を理解してもらおう。国産材の長所、木造住宅の住み心地の良さなど、詳しい情報を発信し続ける宣伝活動を怠っているときではない。また、最も重要なことは住宅産業など異業種との交流を積極的に進めることだ。森林・林業は国民生活と密接に結びついているのに、国民に最も知られていない、最も理解されていない分野であることを、林業関係者は肝に銘じて、意識改革を行ってほしい。

国民森林会議第三一回総会報告

標記総会を三月一六日、東京・文京区の全林野会館で開催し、二〇一三年度活動報告及び決算報告、二〇一三年度活動方針及び予算など全議案を原案通り承認されました。

総会終了後、愛媛大学名誉教授・元副学長の泉 英二先生から、本誌掲載の通り「日本の林政について―豊かな農山村と森林・林業―」と題して講演していただきました。先生は①国民森林会議が行ってきた提言がなぜ活かされなかったのか、②森林・林業基本法は林政の大転換だったのか、③森林の流域管理システムの問題、④森林・林業再生プランの問題などに関して、大所高所から率直な見解を披瀝されました。活動報告は、提言委員会、公開講座、会誌および電子情報、組織の活動等従来通りの内容ですが、提言委員会の報告のみ報告します。

二〇一一年度は「森林・林業基本計画」さらに期待するもの」をテーマに提言しました。この「基本計画」は、二〇〇九年に作成された「森林・林業再生プラン」に合わせて改訂されたものです。国民森林会議では、従来から森林を大きくは経済林（人

工林主体）、生活林（天然生林主体）、環境林（天然林主体）に分けて議論し、施策を検討するよう提言してきました。しかし、「再生プラン」でも「基本計画」でも、論点はほとんど面積比率の四〇％程度とみられる経済林に絞られており、生活林や環境林を含めた日本の森林全体を総合的に見た施策の必要性を述べました。

日本の森林全体の施策を言及していくと、農山村のあるべき姿と切り離しては論じられなくなってきました。したがって、提言も「森林・林業と豊かな農山村」という課題まで求めていく必要があります。今年度はそこに至る過程として、「森林・林業政策に求められるグランドデザイン」というテーマの提言書をまとめつつあります。これは、これまで何年にもわたって論じてきた、森林タイプの区分とゾーニングを農業との関係も視野に入れて論じたもので、

今後の農山村社会のあり方に連なる内容のものであります。したがって生活林の重要性を強調しています。また都市と農山村のつながりの重要性にも触れています。

二〇一三年度活動方針のうち、提言委員会と公開講座についてのみ掲載します。

提言委員会

森林・林業の政策は、「農山村社会」のあるべき姿とのやりとりの中で進めていくことが必要です。したがって二〇一三年度の提言は、我々が求めるべき望ましい農山村社会の姿がある程度描きながら、森林・林業政策を議論していくこととなります。農山村の現状については、ここに至るまでのこれまでの経緯を概略踏まえる必要があります。このように大きな課題は単年度でできるものか、複数年にわたるものになるかは、今のところ未定です。検討していく具体的な課題の例として、流域管理システムや所得補償制度などがあり、これまでに我々が提言してきたことと、これらのシステムや制度などとの関係を検討していくこととなります。

公開講座

共通テーマとしては、「森林・林業と豊かな農山村」とします。

山村の再生に向けて、過去二年取り上げてきました。広い角度からの講座内容を一歩進めて、豊かな農山村に焦点を当ててみようと思います。

お出かけ公開講座以外は、林野会館を会場とします。

☆第一回 四月一三日(土)

講師 藤田 佳久氏

(愛知大学名誉教授)

テーマ

日本山村のダイナミズム―山村史をふまえ、限界集落から抵抗集落へ、そしてジェントリフィケーションへの展望―(実施済み)

☆第二回 六月八日(土)

講師 藤原 忠彦氏

(全国町村会会長、長野県川上村村長)

テーマ

農山村の農業と林業(仮題)

☆第三回 九月一四日(土)

お出かけ公開講座

場所 高知県・徳島県(地域は未定)

テーマ

自伐・小規模林業の意義と可能性を考える

シンポジウム パネリスト

中嶋 建造氏

(土佐の森・救援隊副理事長)

橋本 光治氏(徳島県、自伐林家)

依光 良三氏(高知大学農学部教授)

ほか

☆第四回 一二月一四日(土)

交渉中

講師 未定

テーマ 未定

木材自給率27・9% 前年比1・3ポイント上がる

林野庁はこのほど、平成24年の木材需給の概要を公表した。総需要量は7063万3千立方メートルで、前年比2・9%減少。国内生産量は1963万6千立方メートルで、同1・6%増加したが、輸入量は5094万7千立方メートルで同4・5%減少した。この結果木材の自給率は1・3ポイント上がって27・9%になった。

木材の総需要量が、前年比209万2千立方メートル(△2・9%)減少した内訳をみると、製材用材が58万1千立方メートル(△2・2%)、パルプ・チップ用材が105万4千立方メートル(△3・3%)、合板用材が26万9千立方メートル(2・5%)それぞれ減少したことになる。

木材の国内生産量は、1968万6千立方メートル(1・6%)増加した。これは平成10年以降では最も高い水準となっている。その内訳は製材用材は17万8千立方メートル(△1・5%)減少したが、パルプ・チップ用材が39万5千立方メートル(8・0%)、合板用材が7万8千

立方メートル(3・1%)、その他用材が1万立方メートル(3・7%)それぞれ増加した。

木材の輸入量は、5094万7千立方メートルで、前年比241万1千立方メートル(△4・5%)減少した。

これは、製材用材が前年比41万立方メートル(△2・7%)、パルプ・チップ用材が144万8千立方メートル(△5・3%)、合板用材が34万7千立方メートル(△4・3%)、その他用材が20万5千立方メートル(△6・8%)それぞれ減少した。

木材(用材)の国内生産量が1・6%増加したのに対して、輸入量が4・5%減少したことから、平成24年における木材(用材)自給率は27・9%となり、前年に比べて1・3ポイント上昇し、久々に30%に近づいてきた。

(なお、用材とは製材品、合板、パルプ・チップ等に用いられる木材であり、シイタケ原木や薪炭材と区分してとりまとめられている。)

森林・林業のグラウンドデザインが必要 12年度の提言を沼田林野庁長官に提出

国民森林会議は六月二〇日午後、只木良也会長と藤森隆郎提言委員長が林野庁長官室を訪れ、二〇一二年度提言「森林・林業再生プランを補強する」を、沼田正俊林野庁長官に提出した。

森林・林業再生プランを補強する(要旨)
二〇一〇年に作成された基本計画は、日本の林業の再生のために経営の改善、技術革新、人材育成、制度の改善などに向けて、従来の政策を抜本的に見直したことに比べて高く評価される。しかし、再生プランと基本計画の内容は、殆ど面積率四〇%の人工林を対象にしたものであり、残りの六〇%を含む日本の森林全体のグラウンドデザインと機能発揮の長期的ビジョンは示されていない。日本の森林・林業全体を俯瞰し、森林・林業のグラウンドデザインを示した上で、喫緊の課題である人工林にまず焦点を当てるといふ道筋が必要である。

日本の林業の伐出技術や流通システムなどの近代化の遅れは改革していかなければならない。それを再生プランや基本計画において、森林経営計画と集約化政策によっ

て解決しようとしており、それは評価できるが、それによって高い技術を備えてきた中小森林所有者の篤林家、小規模な民間事業体、そして農家林家が不利にならないきめ細かい目配りが必要である。

豊かな農山村は、生産性の向上だけでは成り立たない部分が多い。それは農業と



左から只木会長、沼田林野庁長官、藤森提言委員長

の一体的な、あるいは農山村地域の住民の普段の生活と密接な生活林の活用と評価などである。生活林の機能には薪(炭)の生産、有機物肥料のための落ち葉の供給、きのこ(原木)生産などがあるが、森林がそこに住んでいる人たちの普段の生活と結びついて機能するところに山村の豊かさの大事な要素がある。こうしたことは、前近代的な様相への後退ではなく、有効なシステムへの当然の復帰と考えるべきである。また生活林からのバイオマス材を合理的に集めて、地域のエネルギー材を供給できるシステムの構築も必要である。そのためには農林業従事者の共同、協業が必要であり、さらに森林組合、民間事業体の力を加えるといったシステムの構築が不可欠である。

生産者側(山元)の価格交渉権の弱さを改善していかなければならない。生産材の取引額が、生産の持続性や環境保全の維持と、林業で働く人たちの生活に必要な額に見合ったものであることを、生産者と消費者の間でどのように合意形成を得ていけるかを考えることが大事である。地域産材が多く利用されることは、適正価格形成のために必要なことであり、住宅建設の施主が地域産材を使用することへの補助金は地域林業振興のために大事である。林業振興のためには、間伐補助金よりも地域材使用にそれを向ける方が効果的であろう。価格の保障が林業振興の鍵となろう。

豊かな農山村は、経済林、生活林、と環境形成機能や生物多様性の保全を第一に考える環境林が適正に配置されることによつて成り立ち、それが都市とのつながりにおいても大事なことである。森林経営計画の中に、このようなゾーニングがしっかりと反映されることが大事であり、このことが所得保障制度の重要な要素とされるべきである。

木材価格は育林比を下回る

24年度林業白書公表される

平成二四年度森林および林業の動向（林業白書）が公表された。第一章から第四章までは、林業の再生に向けた取り組み、東日本大震災からの復旧・復興、地球温暖化対策と森林など、林野行政が取り組んできた成果の報告が中心であり、林業経営および山村の状況は第五章にまとめられているので、本誌は第五章と第六章を要約して掲載します。

林業産出額の動向

平成二三年の「林業産出額」は、木材価格の上昇、生産量の増加で木材生産額は前年より六％増加したが、キノコ類の価格低下により、栽培キノコ類生産額は前年比七

今年提言したことは、新たな流域管理システムを構築することによって、その実践力は大きく高まるものと思われる。流域管理システムと所得保障などについては、来年度以降の重要な検討課題と考えている。また、来年度以降は農山村社会そのものについての考察も行っていく。（提言の全文は次号に掲載します）

％減少し、総額では前年比一％減の四一六六億円となった。

林業産出額は、昭和五五年（一九八〇）の約一・二兆円をピークに、長期間減少傾向で推移し近年は約四千億円程度。このうち木材生産額は昭和五五年の約一兆円から近年は約二千億円程度まで減少。林業産出額に占める木材生産額の割合は、昭和五五年に八四％であったが、平成一四年（二〇〇二）以降は五割程度に低下している。

栽培キノコ類の生産額は、昭和五五年には約一八〇〇億円程度であったが、近年は一割程度増加して、木材生産額とほぼ同等の二〇〇〇億円程度となっている。

素材生産の動向

素材生産量は、平成二三年（二〇一一）は住宅需要が回復して製材用の生産量が増加し、スギは前年比七％増の九六五万立方尺、ヒノキも同七％増の二一七万立方尺。

スギの素材生産量は、住宅を中心とする木材需要の減少により、昭和五九年（一九八四）まで減少してきた。その後、住宅着工戸数の増加により反転したものの、平成七年（一九九五）から再び減少した。平成一四年からは、合板への利用拡大等により、再び増加傾向にある。

ヒノキの素材生産量は、昭和五四年（一九七九）の三六六万立方尺をピークに長期間減少傾向にあったが、平成二〇年（二〇〇八）以降は増加傾向にある。

素材価格は長期的に下落傾向

平成二四年（二〇一一）の素材価格は、国産材の需給のミスマッチにより、スギ、ヒノキとも前年比大きく下落した。スギは立方尺当り前年比七％安の一、四〇〇円、ヒノキは同一五％安の一八、五〇〇円となった。

山元立木価格はピーク時の一割

「山元立木価格」は、市場での丸太売渡価格（素材価格）から伐採・運搬等の経費（素材生産費等）を控除して算出され、森

林所有者の収入に相当する。

平成二四年の山元立木価格は、スギが前年比立方尺当り八%減の二六〇〇円、ヒノキが同一九%減の六八五六円であった。ピーク時の昭和五五年（一九八〇）の価格と比べるとスギは一%、ヒノキは一六%となっている。

主伐の立木販売価格は

育林経費を下回る

山元価格の下落により、育林過程全体で見ると、主伐の立木販売による収入で、育林経費をまかなうことはできない。

五〇年生のスギ人工林で主伐した場合の立木販売収入は、平成二二年時点の丸太価格に基づいて計算すると一鈔一七万円に對して、植栽から五〇年生までの造林・保育費にかかる経費は、平均で約二二一万円となっている。このうち約七割に当たる約一五六万円が植栽から一〇年間に必要となっている。

わが国の林業は、販売収入に對して育林経費が高く、公的な支援がなければ植林から伐採までの長期にわたる林業経営が困難な状況にあり、育林経費の低コスト化が重要な課題になっている。

森林保有の現状

二〇一〇年世界農林業センサスによると、全国の森林面積のうち「私有林」が六割、

「国有林」が三割、「公有林」が一割となっている。「私有林」は人工林総面積の約七割を占めており、林業生産活動に主要な役割を果たしている。

「林家（一鈔以上保有する世帯）」数は、約九一万户で、保有山林面積は合計で五二一萬鈔。「林業経営体」は、「保有面積が三鈔以上で過去五年間に林業作業を行うか森林施業計画を作成している」「委託を受けて育林を行っている」または「委託や立木の購入により過去一年間に二〇〇立方尺以上の素材生産を行っている」のいずれかに該当する者。その林業経営体の数は約一四萬経営体であり、保有山林面積は合計で五一八萬鈔となっている。一世帯で事業を行う「家族林業経営体」は約一二・六萬経営体で、「林業経営体」の九割を占めている。

わが国の私有林では、保有山林面積の小さい森林所有者が多数を占める一方、山林面積の大半は一定以上の規模を保有する者によって占められている。これに對して、保有山林規模が「一〇鈔以上」の林家は、林家数の約一割を占めるにすぎないが、林家による保有山林面積全体の約六割に当たる三〇一萬鈔を占めている。また、保有山林面積が「一〇鈔未満」の林業経営体、林業経営体数の六割を占めている。保有山林面積が「一〇〇鈔以上」の林業経営体は、林業経営体全体の三%にすぎないが、林業経営体による保有山林面積全体の約七割に

当たる三五六萬鈔を占めている。

「二〇〇五年農林業センサス」によると、不在村者の保有する森林面積は、私有林面積の二四%を占めており、そのうち約四割は当該都道府県外に居住する者の保有となっている。

「二〇一〇年世界農林業センサス」によると、家族林業経営体の経営主の約七割が六〇歳以上となっており、森林所有者の高齡化が進んでいる。

林業経営体の動向

私有林の森林施業は、主に「林家」「森林組合」「民間事業体」によって行われている。このうち森林組合と林業事業体（合わせて林業事業体という）は、主に森林所有者等からの委託または立木購入によって、造林・伐採等の作業を担っている。

「二〇一〇年世界農林業センサス」によると、森林組合は、「植林」「下刈等」「間伐」は、全国の受託面積の五割以上を占めており、森林整備の中心的な担い手となっている。民間事業体は、主伐の約七割を実施しており、素材生産の中心的担い手となっている。

間伐の受託面積に占める森林組合と民間事業体の割合は、平成一七年には森林組合六六%、林業事業体一八%であったが、平成二二年には、それぞれ五二%と三三%となっており、森林組合が五割以上を占める

ものの、民間事業体の割合が上昇している。主伐の受託面積では、平成一七年には森林組合一六%、民間事業体五八%であったが、平成二二年ではそれぞれ一〇%と六七%となっており、民間事業体の割合が六割から七割へ上昇する一方、森林組合の割合は低下している。

林家の動向

現状では、林家の大半が林業以外で生計を立てている。農林水産省の「林業経営統計調査」によると、山林を二〇鈔以上保有し家族経営により一定程度以上の施業を行っている林業経営体の場合、平成二〇年度の年間林業粗収益は一七八万円で、林業粗収益から林業経営費を差し引いた林業所得は一〇万円であった。

「二〇一〇年世界農林業センサス」によると、家族林業経営体約二一・六万のうち、平成二二年二月から平成二二年一月までの一年間に何らかの林産物を販売した者は全体の一一%に当たる約一・三万人であった。平成二二年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、毎年木材収入があり、家計の主な収入が木材販売収入であると回答した林家は、一〇一三人中五一人で全体の五%であった。

林家の施業は間伐と保育が中心

林家による施業は、保育と間伐が中心と

なっており、主伐を実施する意欲は低い。

「二〇一〇年世界農林業センサス」によると、家族林業経営体のうち、過去五年間に保有山林で植林、下刈、間伐、主伐等の何らかの林業作業を行った者は、全体の約八割であった。作業別の実施割合を見ると、下刈または間伐を実施した者は五割以上である一方、主伐を実施した者は四%、植林を実施した者は一二%であった。これは森林吸収源対策の推進により間伐や保育の事業量が増加する一方で、木材価格の低迷や育林経費の高止まりのため、主伐が減少し、植林も少なかったためと考えられる。

平成二二年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、林家を対象として、今後五年間における主伐の実施に関する意向を聞いたところ、「主伐を実施する予定がある」と回答した者は二三%、「主伐を実施する予定はない」は六〇%、「主伐できる山がない」は一六%となっており、主伐の実施に対する意欲が低いことがわかる。

林家が伐採・搬出する

新たな取組が拡大

近年の新たな動きとして、地域の複数の林家等が協力して、NPOとも連携しながら間伐を行い、収集、運搬した間伐材を地域の実行委員会等が買い取り、チップ工場にチップ原料やバイオマス燃料等として販

売する取組組みが広がっている。このような取組組みは、準備中のものも含めると、愛知県豊田市、岐阜県大垣市、高知県嶺北地方など、全国約三〇地区で始まっている。平成二四年五月には岐阜県恵那市で、同様の取組を行っている地域や検討中の地域が集まり、「木の駅サミット恵那」を開催した。同サミットでは、間伐材の買取・販売の流れを体験するツアーや各地の事例紹介、講演等が行われた。このような取組により、小規模林家が少額でも自ら収入を得ることができるようになれば、林業経営への関心が高まる可能性もある。

相続税による林業経営の継続が課題

近年、大規模な森林を所有する林家では、相続を契機として、所有する森林の細分化、経営規模の縮小、後継者による林業経営自体の放棄等の例がみられる。

平成二二年に農林水産省が実施した「林業経営に関する意向調査」によると、林業経営を次世代にわたって継続するための支援・対策に関する質問（三つまで複数回答可）に対しては、森林の所有規模にかかわらず、多くの林家が「木材価格を安定させる施策」と回答したものの、五〇〇鈔以上の林家では、「相続税・贈与税の軽減」と回答した林家が五三%で最も多かった。

比較的大規模な森林所有者は、全体的な傾向として、施業を実施する意欲が高いこ

とから、今後施業集約化の中心的な担い手となることが期待できる。このため、これらの意欲ある林家が後継者に経営を円滑に承継できるように環境を整備することが重要となっている。

山林に係る相続税の

納税猶予制度の創設

山林に係る相続税については、これまで納税負担の軽減のため、評価方法の適正化や課税価格の軽減等の措置が講じられてきた。

平成二四年四月に、効率的かつ安定的な林業経営を実現しうる中心的な担い手への円滑な承継を税制面で支援するため、山林に係る相続税の納税を猶予する制度が創設された。この制度は、森林の経営規模の拡大および当該目標を達成するために必要な作業路の整備その他の措置を記載した「森林経営計画」の対象山林について、同計画に従って施業や路網整備を行ってきた被相続人から一括して相続した相続人が、引き続き同計画に従って施業を継続する場合には、その相続人が納付すべき相続額のうち、施業および路網整備を行う計画の対象とする山林（一定のものに限る。）の課税価格の八〇％に相当する相続税額について、相続人の死亡の日まで納税を猶予し、相続人が死亡した日に免除するものである。

この制度の要件は、①施業および路網整

備を行う所有山林の面積が一〇〇畝以上であること、②被相続人が単独で作成した「森林経営計画」（俗人計画）の認定を連続して受けていること、③計画の認定後一〇年間で経営規模を三〇％以上（一五〇畝を上限）拡大し、一定水準以上の路網整備を実施すること、④後継者として農林水産大臣の認定を受けた相続人が、被相続人の所有山林を一括で購入すること、⑤立木は一定期間のうちに主伐可能な林齢に達しないものに限ること、および⑥被相続人が計画に記載された森林施業の実施等一定の要件について農林水産大臣の確認を継続して受けていることとされている。

林野庁では、同制度の適用対象となる森林所有者を中心に制度の周知の徹底を図っている。

森林組合の現状

森林組合は、「森林組合法」に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、森林施業の受託、林産物の生産・販売・加工等を行っている。平成二二年度末現在、全国の組合員数は約一五七万人（法人を含む）、組合員が所有する森林の面積は、約九六〇万畝で、私有林面積の約三分の二を占めている。

林野庁では、森林組合の経営基盤を強化する観点から、森林組合の合併を積極的に推進してきた。森林組合の数は、最も多かつ

た昭和二九年度の五二八九から、平成二二年度末には六七九まで減少している。

森林組合が実施する事業のうち、新植・保育の事業量は、ほぼ横ばいで推移している。これに対して、素材生産の事業量は増加傾向にあり、平成二二年度の素材生産量は、前年比二二％増の三六二万立方畝となった。このうち、主伐一五二万立方畝、間伐二〇九万立方畝となっており、平成一八年度の主伐一四六万立方畝、間伐一五四万立方畝と比べて、主伐の素材生産量が伸び悩む一方で、間伐の素材生産量が四割近く増えている。

新植や保育の依頼者は、半数が組合員を含む個人等であり、公社等と地方自治体はそれぞれ二割程度を占めている。素材生産の依頼者は、八四％が組合員を含む個人となっている。

森林組合の雇用労働者数は、長期的に減少傾向にある。雇用労働者数は、平成二一年度に若干増加したが、平成二二年度には、前年より二％減少して、約二六万人（一組合平均三八人）程度となった。

森林経営における森林組合の役割

近年、森林所有者の高齢化や経営意欲の減退等が進み、森林における個々の作業だけでなく、管理・経営までも委託したいとする森林所有者が多くなっている。平成二二年に農林水産省が実施した「森林資源の

循環利用に関する意識・意向調査」によると、森林組合等に期待する役割に関する質問に対して、林業者モニターの三〇％が「作業のみならず、森林に係る計画策定から管理経営まで引き受けること」、二九％が「長期にわたり、各種の作業を一括して引き受けること」と回答している。

このような中、森林組合には、地域の森林管理の主体として、造林・保育等の作業の受託から「森林経営計画」等の策定にいたるまで、幅広い役割を担うことが期待されている。

森林組合では、これまでも主に組合員の委託を受けて、「森林施業計画」の作成を推進してきた。森林組合の認定請求により樹立された「森林施業計画」の面積は、平成一八年には二一五万畝であったが、平成二二年には二八七万畝にまで増加している。また、これらの計画等に基づき、森林組合が依頼を受けて行った素材生産量は、平成一八年の二九七万立方尺から平成二二年の三六〇万立方尺まで増加している。

林業事業体育成の環境整備

森林組合や民間事業体等の林業事業体に対して、森林整備の仕事の質を確保しつつ低コスト化を促すためには、林業事業体間の適切な競争を確保できるような事業環境を整える必要がある。

平成二三年の森林法改正で、市町村は森

林経営の受委託に必要な情報の提供を行うよう努めることとされた。林野庁は、二四年三月、意欲と能力を有する者への森林経営の委託が進むよう通知した。同通知では、都道府県や市町村が保有する森林簿、林地所有者台帳、森林計画図等、施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階で必要となる森林に関する情報を、森林所有者、森林組合、林業事業体に提供できるように仕組みを整備するよう要請した。

施業の集約化

林業生産性の向上を図るには、路網と高性能林業機械を活用した効率的な作業システムを導入することが不可欠だが、私有林の零細な所有規模では、単独で効率的な施業の実施が難しい。

そのため隣接する複数の所有者の森林をとりまとめて、路網作説や間伐等の森林施業を一括して実施する「施業の集約化」の推進が求められている。

林野庁では、森林整備事業を通じて施業の集約化を推進するため、平成一九年度から、市町村等が施業の集約化に必要な区域「集約化推進区域」を設定した上で、各事業主が施業の集約化や路網の整備に関する「集約化実施計画」を作成することを促進してきた。この結果、平成二三年度当初までに、全国五四万畝の森林を対象に、三三六七の主体により、「集約化実施計画」が

策定された。

施業の集約化推進に当たっては、森林所有者等から施業を依頼されるのを待つのではなく、林業事業体から森林所有者に対して、施業の方針や事業実施した場合の収支を明らかにした「施業提案書」を提示して、森林所有者へ施業の実施を働きかけることが効果的である。このような提案書を作成して複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する取組は「提案型集約化施業」と呼ばれる。

森林プランナーを育成

林野庁では、「提案型集約化施業」を担う人材を育成するため、平成一九年度から、林業事業体の職員を対象とした、「森林施業プランナー研修」を実施している。具体的には、森林施業プランナーの育成を目的とする「基礎的研修」、組織としての体制強化を目的とする「ステップアップ研修」を実施している。

森林管理・環境保全直接支払制度

林野庁は平成二三年度から、面的なまとまりをもって計画的な森林施業を行う者に対して、施業の集約化に必要となる森林情報収集等の活動への支援（森林整備地域活動支援交付金）や、植栽や間伐等の施業とこれと一体となった森林作業道の整備への直接支援（森林環境保全直接支援事業）

を行う「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入した。同制度は、間伐の場合①間伐面積が五畝以上、②間伐材の搬出材積が一畝当たり一〇立方メートル以上の要件を満たす者に対して、費用の一部を支援している。

平成二四年度からは、改正「森林法」により、施業の集約化を前提に、面的なまとまりをもった森林を対象とする「森林経営計画制度」が導入された。これまでの「森林施業計画制度」では、森林所有者等が、森林施業の実施に関する事項のみを計画することとされていたが、「森林経営計画制度」では、面的なまとまりのある森林において、森林の経営を自ら行う意欲のある森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、森林の施業・保護の実施に関する事項を計画することとされた。

具体的には、「森林経営計画」の対象森林は、林班または隣接する複数林班の面積の二分の一以上の面積規模とすることとした「属地計画」。ただし、経営の一体性の観点から、単一の森林所有者が所有している森林の面積が一〇〇畝以上である場合、その森林所有者が自らの所有森林と経営を受託している森林の全てを対象として「森林経営計画」を作成することも可能とされている「属人計画」。また、「森林経営計画」では、森林の保護や作業路網の設置、維持管理等に関する事項が計画事項に追加された。

R ろうきん 〈ろうきん〉からのお願い



〈ろうきん〉ATMおよび 〈ろうきん〉カード 一時休止のお知らせ

他の金融機関・コンビニを含め全国すべてのATMで
〈ろうきん〉のカードがご利用いただけません。

7/13 土

8/17 土

9/14 土

※年末年始にも休止しております。

お引出し お預入れ などはお早めをお願いいたします。

〈ろうきん〉ではみなさまへのサービス・利便性向上をめざして、2014年1月5日に新しいオンラインシステムへの移行を予定しています。このため、上記の日曜でオンラインサービスを休止いたします。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご利用いただけないサービス

〈ろうきん〉
カード

※従来の金融機関やコンビニを全て、
すべてのATMでご利用いただけません。

〈ろうきん〉
ATM

インターネット
バンキング

※このほかにも、Webお問合せサービス、ZATIS(ザッパ)電話相談サービス、
デビットカードサービス、Pay-easy(ペイジー)口座振替実行サービスも休止いたします。

詳しくは店頭またはホームページにてご確認ください。 **ろうきんシステム移行**

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〉

3～5月

◇被災地の浜辺 植生の回復なるか

【三月一日 東奥日報】

東日本大震災の津波は巨大堤防や松林を倒壊させるなど、東北から関東の太平洋岸に深い爪痕を残した。浜辺の植物も被害を受けたが、生育している種の数は津波の前後で大きな差は無いことが環境保護団体「日本自然保護協会」の調査で分かった。ただ外来種が見つかったり、復興作業の悪影響が懸念されたりする海岸もあり、本来の姿を取り戻せるか、注意深く見守る必要がある。

◇除染計画の達成困難

【三月九日 朝日新聞】

環境省は八日、放射線量が高く住民が避難している福島県の一市町村で国直轄で行う除染の進捗状況を初めて公

表した。着手した四市町村でm所、飯館村の宅地は二〇一

二年度計画分の一％に止まるなど大幅に遅れている。来年三月の除染完了の目標達成は厳しい状況だ。計画を見直す可能性もあり、除染の難しさが浮き彫りになった。住民の早期帰還もずれ込むおそれもあり、生活再建や復興に大きな影響を与えそうだ。

い撃ちして枯らし、翌年の花粉発生を抑える―そんな新技術を、森林総合研究所が開発した。安全性や生態系への影響を確認する大規模試験が、今秋にも始まる。

た。タブレット型多機能末端の画面に活用することが出来て、「電子新聞をポケットに入れる」ことも可能になるという。通常の紙と同様、軽量で幾重にも折りたたむことができる。開発した新素材は厚さが五〇分の一、リシかないが、消防服並みに強い上、熱を加えても膨張しにくい。

◇スギ花粉をカビで撃退

【三月一八日 朝日新聞】

スギの木にスプレーすると、花粉を作る「雄花」だけを狙

【三月一六日 一般紙各紙】安倍晋三首相は一五日夕方、首相官邸で記者会見を開き、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉に参加することを正式に表明した。

【三月二三日 朝日新聞】東日本大震災の被災地で生コンクリートが高騰するなか、その原料の一つとなるセメントの不足が懸念されている。急増する需要にセメント各社の生産・物流体制の整備が追い付かず、「綱渡り」の供給が続いているためだ。供給が滞れば生コンがさらに高騰しかねない。

◇極細繊維の「透明紙」開発

【三月一九日 読売新聞】

王子ホールディングスは一日、極めて細くした植物繊維を原料に使って「透明な紙」を作るのに成功したと発表し

セメントは、材料である石灰石の鉱山が九州や中国地方にあり、工場も西日本に偏在している。東日本へは専用タンカーで主要港に運び、各地の物流基地に送り、専用トラックで生コンクリート業者に届けるため需要増に即応する体制が取り難い。

◇液状化を丸太で防ぐ

【四月三日 東京新聞夕刊】

東日本大震災で液状化現象が多発した千葉県浦安市で、長野県産のマツ丸太を「くい」として打ち込み、地盤を強化する試みが始まった。数百本の丸太を地中に打ち込んで緩い砂地盤を締め付け、強度を高める。鋼管の打ち込みなどに比べ安価で軽く、作業もしやすい。全国的に低迷する木材市場テコ入れの切り札としても期待されている。この安価な新工法は、飛鳥建設（川崎市）、兼松日産農林（東京）、昭和マテリアル（北海道岩見沢市）の三社が共同で開発した。

【四月九日 日経新聞】

突然、局地的に激しい雨が降る「ゲリラ豪雨」を一時間前に予測する技術の開発に文部科学省が乗り出す。上空の細かい水蒸気等を手掛かりとして、豪雨を降らせる積乱雲の発生を素早く見つける。数年以内の実用化を目指す。

積乱雲の元になる水蒸気を観測するマイクロ波放射計——台、風雨の流れをレーザ

光線を使って観測する装置四台、積乱雲が生まれる様子を観測できる高感度雲レーダー六台をビルの屋上などに設置し、観測をデータ蓄積。積乱雲が生まれる際の水蒸気や気流の条件を詳細に解析し、ゲリラ豪雨の前触れを予測できるようにする。

◇被ばく・生態系にも異常

【四月二五日 東京新聞】

福島原発事故で放出された放射性物質が生態系にどのような影響を与えているかを検証する調査が進んでいる。琉球大学の大瀧丈二准教授の研究室はチョウを用いた研究が専門で、事故後二か月後の一昨年五月から「ヤマトシジミ」への影響を調べている。

この結果、線量が高いところにいたヤマトシジミほど羽が小さいことが分かった。子や孫世代についての調査では、さらに興味深いデータが得られている。異常のある雌と正常な雄から生まれた子や孫では、①羽化までの日数が長くなる、②目がへこんでいる、③足が短い、④羽がくしゃくしゃになっている、⑤羽の横

様が不自然・など、異常な個体が数多く確認された。大瀧教授はこのほかに餌となる野草「カタバミ」を沖繩のヤマトシジミに食べさせる内部被ばくの実験なども行い、放射性物質が原因との見解を示している。

◇風評被害防止に専門家養成・消費者庁

【四月二六日 朝日新聞夕刊】

森まさこ消費者相は二六日、東京電力福島第一原発事故による食品の風評被害に対処するため、食品中の放射性物質に関する知識を伝える専門家を東日本を中心に約二千人養成すると発表した。意見交換会などを通じて消費者の理解を高めるのが狙いだ。

◇オオタカ希少種解除検討

【五月一二日 毎日新聞】

絶滅の恐れがあるとして種の保存法の「国内希少野生動物種」(国内希少種)に指定されている猛きん類のオオタカについて、環境省は「個体数が十分回復した」として、指定解除の検討を始める。里山などに生息するオオタカは生態系ピラミッドの頂点に位

置し、ダム建設など大型開発事業に対抗する自然保護運動の象徴的存在とされてきた。同省は専門家の意見を踏まえて判断する。

オオタカは一九八四年の日本野鳥の会の調査で約三〇〇〜五〇〇羽と推定され、九一年には同省のレッドリストの絶滅危惧二類に分類、九三年には国内希少種に指定されていた。ただ、〇八年の専門家の調査では関東地方周辺だけでも五八〇〇羽に増えており、〇六年には絶滅危惧種からも外れている。

◇「復興国立公園」誕生

【五月二五日 読売新聞】

東日本大震災で津波被害を受けた青森、岩手、宮城県の沿岸地域の自然公園を再編した「三陸復興国立公園」が五月二四日に誕生した。三陸沿岸部の観光面での魅力を高め、復興につなげるのが狙いで、地元自治体は「多くの人に訪れてほしい」と期待している。環境省が新たに指定した国立公園は「陸中海岸国立公園」に「種差海岸階上岳県立自然公園」を編入している。

アトランダム雑誌切り抜き

4～5月

◆森林組合の事業展開と組織

運営の地域特性／都築伸行

森林組合統計各年度版から森林組合の組織と事業動向を概観すると、①合併により組合総数が減少し2010年3月末現在の設立登記組合数は692、②雇用労働者の総数は減少を続け、1960～1980年代のピーク時約6万7000人から約2万6000人まで減少したが、210日以上の常勤雇用労働者の割合は1970年の10%台から40%台まで増加している③林産事業は1980年代に比べ金額ベースで半減し総数で約300億円になっているが、2000年以降、林産事業のうちパルプ・その他が横ばいであるのに対して、用材がやや増加している、④2000年以降利用間伐の割合が皆伐

を超えて過半を占めている、

⑤林産事業の総量は2003年まで減少したが、近年増加傾向にあり2008年実績は約347万㎡となり、全国の素材生産シェアは20%近くへと割合を増した。

森林組合統計から3県（福島、岐阜、高知）の「素材生産シェア」と「販売部門割合」を時系列でみると「素材生産シェア」では岐阜県は全国とほぼ同じ動向、高知県は全国に比べ高い水準、福島県は低いまま推移している。「販売部門割合」では、福島県が全国の動向に近く、高知県は高い割合で推移し、岐阜県は低い。利用間伐の割合は40%台から50%台へと増加傾向にある。福島県も増加傾向にあり、2008年現在は全国とほぼ同じ値となっている。

岐阜県は1990年の30%未満から2008年は90%近くと急激に利用間伐の割合が伸びている。高知県はもとも50%以上が利用間伐であったが、2000年以降さらに割合が増加し、2008年には約80%となっている。

林産事業の規模では、北海道と南九州で3万㎡を超える組合が多く、特に南九州では1万㎡以上層が大半を占めている。これらの地域は、従来から比較的短伐期の皆伐が多い地域であり、森林組合の林産事業でも皆伐が比較的多い。「林産事業の実績がない」とした組合の割合が多いのは南関東、近畿であった。団地化の取組では、「団地設定あり」との回答は全国で49.4%と約半数。北海道と東北で団地を設定している

組合は少ない。これらの地域では近年の合板需要に対応し、比較的皆伐の多い地域であるため、利用間伐に向けた団地の設定が必要ないためと考えられる。団地を進めている組合が多いのは南九州や四国。南九州には、例えば南那珂森林組合のように、皆伐と同時に森林組合の事業確保と効率化のために団地化を進めている組合もある。（林業経済研究58、No.3より抜粋）

◆普及員実践日誌／坂本一広

市町村森林経営計画の作成に当たっては、短い期間にもかかわらず、国有林、道有林、一民有林（道有林を除く民有林）の各構成員が連携し、地域の合意形成を図りながら、路網整備等を含め実効性のある計画を作成することができた。

作業チームの各構成員の役割を明確にすることにより、計画への各々の立場からの意見の反映はもとより、会議を通じて各構成員の地域の森林への認識と構成員間の連携が

深まった。このことが、実行管理に対する意識も高め、実行管理推進チームの設置となり、課題解決等に向けて継続的に検討していく体制づくりにつながった。

今回の取組により管内の課題も明らかになった。当管内は、冬季の強い季節風による厳しい気象条件や粘土質の土壌環境により生育の遅い林分が多いものの、人工林の主体であるトドマツ林は間伐の対象となる6歳級から10歳級の蓄積が約450万㎡とトドマツ人工林全体の約77%を占め、

今後は間伐の増加が見込まれるため、小規模所有者の集約化、大規模所有者や市町村有林との連携・集約化についても検討する必要がある。

管内に製材工場が少ないことから、管内から生産されるカラマツを除く針葉樹の素材約3万㎡のうち、地元での消費は約50000㎡と少なく、そのほとんどを管外に移出しなければならない状況にある。国有林や道有林と連携を図りながら、地域全体で木材の販

売を確保することが課題となっている。

管内の林業関係者で構成される留萌流域・森林・林業活性化協議会では、留萌材の販路拡大検討分科会を設置し、需要供給情報の把握、所管を越えた共同出荷による販路拡大、留萌港等を利用した木材移出の検討等を行っているの

で、今後は、実行管理推進チームの施業集約化等の検討結果をふまえ、留萌材の販路拡大分科会と連携して販路拡大の取組を進める。

これらにより、一般民有林におけるより一層の集約化が図られ、計画的な木材供給が可能になることが期待される。また、地域が一体となり、長期的な視点に立ち、木材の販路拡大と地域材の有効利用を進めることで、地域の森林・林業の再生につながるものと考えられる。(現代林業5月号)。

◆住宅復興後にも残される課題

伊藤知章

岩手県野田村は、青森県境

に近い人口4600人の村だ。十府ヶ浦というならかな弧を描く長い砂浜で知られた。大津波で防潮堤や防潮林が倒れて村の中心部が壊滅。全壊300棟の被害を出した。この村は県内で最も早く高台移転の防災集団移転促進事業に着工するなど早い復興で知られる。

この村は定着率も高い。被災284戸を対象にした村の意向調査で、村外移住は約20戸にとどまった。

これに対し、例えば、1月に同県宮古市が発表した市内の田老地区の被災世帯調査では840戸中、半数が転出を希望している。田老の高台はまだ地権者交渉の途中。田老は2005年に宮古市に編入合併され、結びつきが強い上、市内に造成済みの団地があり、手取り早く住宅を再建するため、被災者が次々に転出しているのだ。

野田村も隣に人口3万7千人の久慈市があるが、核になる役場が残る分、求心力があるようだ。

ただ、地元で消費物資を買う割合は、1992年の40・8割から2008年には9・8割まで下がっている。久慈市内の大型店などの影響とみられ、震災後は更に低下している。7年以内に全通する予定で山側で工事が進む三陸沿岸道路、それに連なる県道バイパス計画と、交通網の計画が目白押しだ。

村商工会は中心部での商店街再生のため、国道沿いの道の駅を移転させて核にし、共同店舗を開く案を検討中だ。しかし、住宅再建のスピードに比べ、自営業者らの動きは鈍く、まだ構想にとどまる。

国道沿いの食堂兼住宅を津波で流された男性(47)は役場前の仮店舗で営業を再開したが、売り上げは震災前の7割。「住宅は高台に申し込んだが、店をどうしたものか」。村長選は現職が3選し、従来路線が信任された。このままベッドタウン化に甘んじるのか。住宅復興後の過疎の地域づくりに容易な答えはない。

(グリーンパワー4月号)

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつあります。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育ててきた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2013年夏季 第125号

■発行 2013年7月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail:info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)

(年額3,000円)